

4 住宅関係

(1) 申立人が不動産を所有していない場合

無資産証明書	◎	△	市町村役場	1年以内に転居している場合は、前住所地の市区町村役場のものも添付
賃貸借契約書	○	○	本人保管	賃借人が同居人でなくても提出
居住しているところが賃貸借契約以外の場合、不動産登記事項証明書	△		法務局	親族所有物件について使用貸借により居住している場合など

(2) 申立人が不動産を所有している場合

① 住宅資金特別条項を利用しない場合

不動産登記事項証明書	◎		法務局	相続登記未了又は遺産分割未了の相続財産を含む。
固定資産評価証明書	◎		市町村役場等	

② 住宅資金特別条項を利用する場合

不動産登記事項証明書	◎		法務局	共同担保目録付きのもの
固定資産評価証明書	◎		市町村役場	
住宅ローン契約書、変更契約書	◎		本人保管	
保証委託契約書	○		本人保管	住宅ローン債務につき保証会社が保証している場合
住宅のうち専ら再生債務者の居住の用に供されている部分及びその床面積が明らかになる書類	○		要作成	
保証債務の全部を履行した日を明らかにする書類	○		保証会社等	
期限の利益を喪失していない旨の証明書	△		銀行等	滞納している住宅ローンが多額であるにも関わらず、支払継続許可の申立てを行う場合
住宅ローンの償還予定表	◎		本人保管	少なくとも一般弁済期間中の弁済予定がわかるもの
変更シミュレーション表または認可後の住宅ローン月額が分かる書類	○		銀行等	199条2乃至4項に定める条項を定める場合

5 その他

小規模個人・給与所得者等再生手続開始申立書作成に関する説明書	◎		要作成	
--------------------------------	---	--	-----	--